

鶴岡縣

明治 年 月 日

刑部省

訊問之儀

イ 訊問之儀
一 訊問之儀は、被告の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告するものである。
二 訊問は、公判庭で行われ、被告人は自白を述べ、証拠を提出し、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
三 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
四 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
五 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
六 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
七 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
八 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
九 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。
十 訊問は、被告人の自白を聴き、証拠を調べ、事實を認定し、法律を適用して、罪を宣告する。